金融機関用

年　月　日

委託者コード	区分
3 0 7 2 2 4	0 0

顧客番号
0 3 0 7 2 2 0 0 0 0 0 0 0

委託者名等	ROTEX
料金の種類等	会費等

（フリガナ）	
契約者名	
ご住所	〒 TEL　　－　　－

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収・加）

収納企業	株式会社 アプラス

私は、左記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。（ゆうちょ銀行は除く）

ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関	
				金融機関コード	支店コード
種目コード	種別コード	払込先加入者名	株式会社 アプラス	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本支店 出張所 御中
166	34	払込先口座番号	00920－6－15030		
通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）		通帳番号（右からつめてご記入ください）		預金種別	口座番号（右からつめてご記入ください）
1　0　※				1普通（総合口座）　2当座	

フリガナ		金融機関お届出印	振替日・払込日
口座名義人		印	アプラスの指定する日 14日または27日 （非営業日の場合は翌営業日）

※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行は除く）

1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
2. 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替えられても異議はございません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものとして、お取扱いいただいても差し支えありません。
4. 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
5. 上記顧客番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
6. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。

振　替　日（払　込　日）　株式会社　アプラスの指定する日（非営業日の場合は翌営業日）
振替開始日（払込開始日）　株式会社　アプラス及び関係金融機関の事務手続完了次第

不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけ、至急アプラスにご返送ください。

金融機関記入欄		
1. 印鑑相違	6. 預金取引なし	
2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違	
3. 預金種目相違	8. その他	
4. 口座番号相違	（　　）	
5. 名義人相違		

検印		印鑑照合	受付印

取扱店日附印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

不備返却先　〒542-8515　大阪市中央区南船場1丁目17番26号　アプラスビル
株式会社アプラス　オペレーションセンター　口座振替係

捨印

（ゆうちょ銀行は除く）